



平成 29 年 8 月 1 日

各 位

会 社 名 東急不動産ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 大隈 郁仁
(コード：3289、東証第 1 部)
問合せ先 執行役員 兼松 将興
TEL(03) 5414-1143

株式報酬制度の運用開始に伴う自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 8 月 1 日開催の取締役会において、下記のとおり、株式報酬制度の運用開始に伴う自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分要領

(1) 処 分 期 日	平成 29 年 8 月 21 日（予定）
(2) 処 分 株 式 数	当社普通株式 800,000 株
(3) 処 分 価 額	1 株につき 662 円
(4) 処分価額の総額	529,600,000 円
(5) 処 分 予 定 先	三井住友信託銀行株式会社（信託口） （再信託受託先：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口））
(6) そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件といたします。

2. 処分の目的及び理由

当社は、平成 29 年 5 月 11 日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下同じ。）及び委任契約を締結している執行役員（以下「取締役等」といいます。）並びに当社子会社の取締役等（当社の取締役等と併せて、以下「対象取締役等」といいます。）の報酬と当社の株式価値の連動性をより明確にし、対象取締役等が株価上昇によるメリットを享受するのみならず株価下落リスクをも負担し、株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、当社グループの中長期的な業績の向上による企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、信託を用いた新たな株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、当社取締役等に対する導入については平成 29 年 6 月 28 日開催の第 4 回当社定時株主総会において承認決議されました。

本制度の概要につきましては、平成 29 年 5 月 11 日付「当社取締役及び執行役員に対する株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

本自己株式処分は、本制度導入のために設定される信託の受託者である三井住友信託銀行株式会社（信託口）（再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口））に対して行うものであります。

各対象取締役等に対する当社株式の交付については1年当たり年490,000株以内として承認決議を得ておりますが、本自己株式処分における処分数量は、制度の目的、対象取締役等の職責の範囲および諸般の事情を勘案し、普通株式800,000株といたします。これは、本制度導入に際し当社及び当社子会社が制定する株式交付規程に基づき、信託期間中に対象取締役等に交付すると見込まれる株式数に相当するものであり、その希薄化の規模は、平成29年3月31日現在の発行済株式総数640,830,974株に対し0.12%、平成29年3月31日現在の総議決権個数6,082,359個に対する割合0.13%となります。（いずれも、小数点第3位を四捨五入し、表記しています）

信託契約の概要

名称	三井住友信託銀行株式会社（信託口）
委託者	当社
受託者	三井住友信託銀行株式会社 なお、三井住友信託銀行株式会社は平成29年8月21日（予定）に日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と特定包括信託契約を締結し、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社が再信託受託者となります。
受益者	対象取締役等のうち受益者要件を満たす者
信託管理人	株式会社青山総合会計事務所
信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託契約日	平成29年8月21日（予定）
信託の期間	平成29年8月21日（予定）～平成33年8月末日（予定）
信託の目的	株式交付規程に基づき当社株式を受益者へ交付すること
議決権行使の方針	信託の期間を通じて、議決権は行使しません。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため、平成29年7月31日（取締役会決議日の直前営業日）の東京証券取引所における終値である662円といたしました。

当該価額については、取締役会決議日の直前営業日の直近1ヵ月間（平成29年7月3日～平成29年7月31日）の終値平均657円（円未満切捨て）からの乖離率が0.76%、直近3ヵ月間（平成29年5月1日～平成29年7月31日）の終値平均660円（円未満切捨て）からの乖離率が0.30%、あるいは直近6ヵ月間（平成29年2月1日～平成29年7月31日）の終値平均645円（円未満切捨て）からの乖離率が2.64%となっていることから、最近の平均株価からの乖離率を踏まえても合理的な価額となっております。

（乖離率はいずれも小数点第3位を四捨五入し、表記しております）

上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、割当予定先に特に有利な処分価額には該当しないものと判断しております。なお、取締役会に出席した監査役全員（4名、うち2名は社外監査役）が、割当予定先に特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しています。

4. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

以 上